

株式会社 ワコールホールディングス

<役員を選解任基準>

株式会社ワコールホールディングス(以下「当社」といいます)は取締役および監査役(以下「役員」と総称します)を選解任するにあたっては、以下に定める選解任基準に従います。

・選任基準

1. 人格、見識にすぐれ、心身ともに健康であること。
2. 遵法精神に富んでいること。
3. 事業運営、会社経営、法曹、行政、会計、教育、文化芸術のいずれかの分野で豊富な経験を有すること。また再任時には、さらに任期中の経営実績やグループ経営への貢献度を考慮されること。
4. 取締役のうち 1/3 以上は社外取締役とし、社外取締役および社外監査役(以下「社外役員」と総称します)については、当社が別途定める「社外役員の独立性基準」に抵触しないこと。
5. 社外役員については、現に 4 社以上の上場会社の役員に任ぜられていないこと。
6. 当該候補者が選任されることで、取締役会および監査役会それぞれが、知識・経験・専門能力のバランスがとれ、ジェンダーや国際性、職歴、年齢などを踏まえた多様性が確保されること。

・解任基準

1. 公序良俗に反する行為を行った場合。
2. 職務懈怠等により、その機能を十分に発揮していないと認められる場合。

附則

1. 役員を選解任基準の改廃

本役員を選解任基準の制定、改訂、廃止は取締役会の決議事項とする。

2. 制定、改訂履歴

2015年4月30日	制定
2019年6月27日	改訂
2021年12月24日	改訂

以上